

平成19年度公害等調整委員会政策評価懇談会
議事要旨

1. 日時 平成20年3月11日(火)10:30~13:00

2. 場所 公害等調整委員会委員会室

3. 出席者

【外部有識者】

安達 元明	千葉大学名誉教授 (医学部)
渥美 雅子	弁護士
金平 輝子	日本司法支援センター理事長
武内 大佳	弁護士
柳 辰哉	NHK報道局社会部長

【公害等調整委員会委員長及び委員】

大内 捷司	委員長
堺 宣道	委員
大坪 正彦	委員
辻 通明	委員

【公害等調整委員会事務局】

香川 弘明	事務局長
楊井 貴晴	事務局次長
竹井 嗣人	事務局総務課長

4. 議事次第

- (1) 開会
- (2) 委員長挨拶
- (3) 公害等調整委員会の業務及び政策評価に関する取組
- (4) 外部有識者からの意見
- (5) 意見交換
- (6) 閉会

5. 資料

【配付資料】

(資料1) [平成18年度公害等調整委員会年次報告](#)

(資料2) [行政機関が行う政策の評価に関する法律に基づく評価書](#)

【席上配付資料】

(資料3) 公害等調整委員会における最近の公害事件処理について

(資料4) 昨年度懇談会を受けた取組について

(資料5) [「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」の裁定について](#)

(資料6) UNEP環境裁判・法執行に関するアジア・太平洋地域会議について

6. 主な意見等

【公害等調整委員会に係属している事件について】

- 「富山県黒部川河口海域における出し平ダム排砂漁業被害原因裁定嘱託事件」は、早期に裁定が出され、大変な労力を要したと思う。新しい分野を切り開いた事件処理であり、評価したい。
- 今まで公害等調整委員会（以下「公調委」という。）で取り扱った事件は、社会性の高いものがある。その点について評価している。例えば、「大阪国際空港騒音調停申請事件」、「豊島産業廃棄物水質汚濁被害等調停申請事件」、「有明海における干拓事業漁業被害原因裁定申請事件」などである。
- 本来ならば、都道府県公害審査会等（以下「審査会等」という。）で取り扱うような小規模の事件も見受けられるが、そのようなものでも裁定として申請されれば公調委で取り扱うのか。加重負担となるのではないか。

【公害等調整委員会の業務について】

- 原因裁定の嘱託制度は当事者に便利な制度である。もっと活用できる制度なので裁判所に対して強くPRした方がよい。
- 平成17年に受け付けた事件がまだ係属しているなど、もう少し迅速に処理することができたのではないかという印象を受ける。例えば、処理期間の目標を1年、延びても2年にする、というような目安を作ってもよい。
- 公調委の第一の任務は、既に起こった公害事件の処理であるとは思いますが、それを公害の発生予防につなげることはできないか。これだけの調査を行っているのだから、それを国民への警鐘として情報提供するということはできないか。
- 大気汚染等の問題は、地球規模の問題であるので、国際社会に公調委のノウハウを紹介したことは良い取組である。今後も続けてほしい。

【公害紛争処理制度のPRについて】

- 広報というのは、こちらが何をしているのかという情報提供のみならず、国民の立場に立って考えて行わなければならない。
- パンフレットが全面リニューアルされ、委員の経歴、紛争処理制度のメリットが分かりやすくなった。PR面では大きな進歩だと思う。
- 広報誌で化学物質過敏症の概要を紹介したのは良かった。

- 広報の手法としては、HPが費用対効果があり、有効である。
- 公調委HPは去年の1月にリニューアルされ、貴重な情報が数多く掲載されている。例えば、裁定と調停の違いなど、どういう制度なのかが分かりやすく説明されている。また、都道府県のHPにリンクが張られており、便利である。
- 地方自治体のHPでは、公害紛争処理制度の扱いについてかなり温度差がある。公調委HPにリンクを張ってもらうように、会議などで繰り返し呼びかけたほうが良い。
- HPの改善点としては、使う人の立場を考え、制度を何も知らない人のことを考えた方が良い。
 <具体的な改善方法への意見>
 - ・ トップページに制度の説明があった方が良い。
 - ・ HPにもパンフレットと同じように委員の経歴が掲載した方がよい。
 - ・ 「近隣騒音解決物語」という騒音のケースを解説した漫画がわかりやすいが、HPでは見つけるのが難しい。見つけやすい構成にした方が良い。
- 地方公共団体に対する研修会などで広報についての研修等を行ってはどうか。また、広報誌において、公害紛争処理制度の広報のことを書いてはどうか。
- 地方自治体の広報誌で公調委や紛争処理制度を取り上げてもらい、その際にHP、電話番号を紹介してもらうなどの手法もある。

【都道府県公害審査会等の業務について】

- 審査会等で取り扱っている事件には相当範囲性がないととれる事件もあるのではないか。
- 審査会等も、相談が持ち込まれた案件を全部事件として取り扱くと、予算が圧迫されるのではないか。
- 公害については、たとえ予算が圧迫されようとも取り組むべき問題である。
- 公調委が大きな仕事をしているのに比べて、審査会等に係属した事件は少なく、その機能を果たしているのか疑問に感じる。
- 公調委は専門的なスタッフ等十分な人員と予算が確保されている中で、事件処理に当たることができる。審査会等では、事務局も専任ではないところが多く、委員も、弁護士や大学教授などが任命され、本来の職業と片手間でやっている。専門性が足りないというところに一つの原因があるのではないか。
- 現在の係属事件数では、審査会等の体制強化のための予算をとるのは難しいのではないか。もっと国民に関心を持ってもらわないといけない。
- 審査会等が公調委を活用できる方法があると良い。調停事件は、被害の原因究明でつまづくことがある。公調委の活用をもっと積極的にできれば活性化につながる。
- 審査会等における仲裁の活用に取り組むべき。現在、審査会等の扱う事件の基本は調停である。調停は双方の合意が前提であり、合意の見込みがなければ打ち切ってしまうことが多いが、調停案の作成に努力し、リードしていく姿勢が、仲裁の活性化にもつながる。

以上